



人間ドック・節目健診を受診する前に必ずお読みください

## 令和8年度 互助会人間ドック補助金の取扱いについて

### 補助対象経費・補助額上限

人間ドックまたは節目健診の費用及び同時に受診するオプション検査の費用を補助対象とします。検査費用が補助額上限に満たない場合は実費を補助します。

受診区分	補助額上限(税込)
人間ドックまたは協会けんぽ節目健診	40,000円
人間ドックまたは協会けんぽ節目健診から一般健診等に変更した場合	5,500円

#### 《注意事項》

- 脳ドック等の専門ドックを単独で受診する場合は補助対象外です。人間ドック（総合的な検査）との同時受診に限り補助対象とします。
- 節目健診とは、生活習慣病予防健診（一般健診）に検査項目を追加した、人間ドックと同程度に詳細な健診です。対象年齢は40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳です。（詳しくは健診機関にご確認ください。）
- 生活習慣病予防健診（一般健診）に会員個人が希望する検査を追加した場合は、人間ドック並みの健診とは認められないため、補助額上限は5,500円となります。



### 受診申込 ~ 補助金支払までの流れ

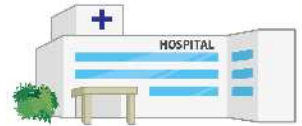
#### ① 健診機関への受診申込

事業主または会員個人が、直接健診機関へ申し込んでください。

- 互助会会員であると伝える必要はありません。

【健診機関】 人間ドック、節目健診を実施する健診機関（県外も可）

【受診期間】 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）



#### ② 健診機関への支払

事業主または会員個人が健診機関への支払いを行ってください。

健診機関の請求書(または領収書)に、次の項目が記載されているか必ず確認してください。

- ①健診機関名 ②受診者氏名 ③受診年月日 ④受診料(金額)
- ⑤人間ドックまたは節目健診であること

チェック!



- 人間ドックまたは節目健診の費用であると判断出来ない場合は、補助金のお支払いが出来ません。
- 人間ドックまたは節目健診の記載がない場合は、支払いの際に領収書に但し書きを入れてもらうか、人間ドックまたは節目健診の受診だとわかる書類（健診機関への申込書等）を添えて提出してください。

#### ③ 勤務先へ請求書等を提出

会員個人が支払いを行った場合は、請求書（または領収書）の写しを、勤務先へ提出してください。

#### ④ 補助金の請求・支払

補助金の請求〈勤務先→互助会〉 毎月20日締切 最終締切日：令和9年4月9日（金）

補助金の支払〈互助会→勤務先〉 毎月末日支払 最終支払日：令和9年4月30日（金）

- 初回支払日：令和8年5月29日（金） ※4月は令和7年度分最終支払月です。

島根県民間社会福祉事業従事者互助会 事務局

(社福)島根県社会福祉協議会 総務企画部内 / 〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 TEL:0852-32-5970